

あおもりししょう しやじりつしえんきようぎかいいうんえいようこう かいいていがいよう  
**青森市障がい者自立支援協議会運営要綱 改定概要**

あおもりししょう しやじりつしえんきようぎかいがいうんえいよう  
**【青森市障がい者自立支援協議会概要】**

○設置根拠

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 89 条の 3 第 1 項に基づき設置。

○設置目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 89 条の 3 第 2 項に基づき、障がい者当事者、関係者が意見を述べる場、情報交換・提供の場とする。

○組織

委員全員による全体会と、その下に 6 つの部会があり、全体会の他に適宜活動を行っている。

○委員構成

最大 20 名

○開催数

年 4 回程度開催

かいせいないうんえいよう  
**【改正内容】**

○協議会を構成する委員について、3 年の任期を設ける。

○会長の代理となる副会長を設ける。

○部会の設置について明記する。

かいせいりゆう  
**【改正理由】**

○「青森市障がい福祉計画」の策定が 3 年毎となっており、各団体の新たな意見を反映した取組の推進ができることから、任期を 3 年とする。

○会長が不在となる際に、会の運営に支障をきたさないように新たに副会長を設ける。

○既に 6 つの部会を作り活動しているため、部会の設置について要綱に明記する。

さんこう  
**【参考】**

しょうがいしやそうごうしえんほう  
 障害者総合支援法

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。